

世田谷区公報

目次

条 例

○世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例（29）	2
○世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例の一部を改正する条例（30）	3
○世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（31）	4
○世田谷区立公園条例の一部を改正する条例（32）	16

規 則

○世田谷区立公園条例施行規則の一部を改正する規則（65）	16
○世田谷区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則（66）	16
○世田谷区民間空襲等被害者見舞金支給条例施行規則の一部を改正する規則（67）	16
○世田谷区水道法施行細則の一部を改正する規則（68）	16
○世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則（69）	16

訓 令 甲

○世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正（17）	20
○世田谷区総合支所処務規程の一部改正（18）	21
○世田谷区出張所処務規程の一部改正（19）	21

告 示

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（414）	21
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示（415）	21
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示（416）	21
○児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示（417）	21
○児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新の告示（418）	21
○児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示（419）	21
○児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示（420）	21
○世田谷区身体障害者福祉法の施行に関する規則、世田谷区知的障害者福祉法の施行に関する規則及び世田谷区児童福祉法の施行に関する規則に基づくやむを得ない事由	

による措置を行った場合の利用者負担の額の算定に関する基準の一部を改正する告示（421）	21
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定の告示（422）	22
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定の告示（423）	22
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示（424）	22
○世田谷区副区長の担任事項に関する規程の全部を改正する告示（425）	22
○子ども・子育て支援法に基づく特定乳児等通園支援事業者の確認の告示（426）	22
○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示（427）	22
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業の廃止の告示（428）	22
○令和8年第2回世田谷区議会定例会招集の告示（429）	22
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（430）	23
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（431）	23
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（432）	23
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（433）	23
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（434）	23
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（435）	23
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（436）	23
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（437）	23
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（438）	23
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（439）	24
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（440）	24
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（441）	24
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（442）	24
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（443）	24
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（444）	24
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（445）	24
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示（446）	24
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（447）	24
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（448）	25
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（449）	25
○地方自治法に基づく地縁による団体認可の告示事項の変更の告示	

（450）	25
○地方自治法及び世田谷区財政状況の公表に関する条例に基づく財政状況の公表（451）	25
○都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示（452）	26
○都市計画法に基づく都市計画決定及び関係図書縦覧の告示（453）	26
○都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示（454）	26
○世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更及び関係図書縦覧の告示（455）	26
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（456）	26
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示（457）	26
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（458）	26
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（459）	26
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（460）	27
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示（461）	27
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（462）	27
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（463）	27
○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示（464）	27
○地方自治法に基づく指定納付受託者の所在地の変更の告示（465）	27
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（466）	27
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（467）	27
○車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示（468）	27
○地方自治法に基づく予算の公表（469）	28
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（470）	28
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（471）	28
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（472）	28
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（473）	28
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（474）	28
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（475）	28
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（476）	28
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（477）	28
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（478）	28
○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示（479）	29
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（480）	29

○道路法に基づく特別区道路線の認定、認定道路の区域決定及び供用開始の告示（481）	29
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（482）	29
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示（483）	29
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示（484）	29
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（485）	29
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（486）	29
○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示（487）	29
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（488）	29
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（489）	30
○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示（490）	30
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示（491）	30
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示（492）	30
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示（493）	30
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（494）	30
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示（495）	30
○建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示（496）	30
○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示（497）	30
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示（498）	30
公 告	
○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告（43）	30
○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告（44）	31
○世田谷区情報公開条例に基づく情報公開制度の実施状況公表の公告（45）	31
○世田谷区個人情報保護条例に基づく個人情報保護制度の実施状況公表の公告（46）	31
○都市計画法に基づく都市計画の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告（47）	32
○マンションの再生等の円滑化に関する法律に基づく定款の変更認可の公告（48）	32
○国土調査法に基づく地籍調査の実施の公告（49）	32
○国土調査法に基づく地籍調査の実施の公告（50）	32

○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告（51）	32
○マンションの再生等の円滑化に関する法律に基づく理事長の氏名及び住所の公告（52）	32
告 示（選）	
○公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものの告示（23）	33
○地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく令和8年6月1日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数の告示（24）	33
○公職選挙法に基づく選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の告示（25）	33
告 示（農）	
○農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示（6）	33

条 例

次に掲げる条例を公布する。

令和8年6月23日

世田谷区長 保 坂 展 人

世田谷区条例第29号

世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第30号

世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第31号

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第32号

世田谷区立公園条例の一部を改正する条例

世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例

世田谷区特別区税条例（昭和39年12月世田谷区条例第74号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「第5条の6第2項」を「第5条の6第3項又は第4項」に改める。
第23条第1項ただし書中「及び第24条の3第1項」を「並びに第24条の3第1項第2号及び第3号並びに第2項第4号」に改める。

第24条の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。」「に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第24条の3第1項を次のように改める。
次に掲げる者（以下この条において「公

的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に経過すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第9条第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得税の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第36条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第9条第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第24条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2

第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) 前各号に定めるもののほか、施行規則で定める事項

付則第2条の3を次のように改める。

第2条の3 削除

付則第3条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

付則第3条の5第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

付則第3条の6中「第5条の6第2項」を「第5条の6第3項又は第4項」に改める。

付則第5条の2中「第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

付則第11条第2項中「第34条の2第5項」を「第34条の2第6項」に、「第34条の2第10項」を「第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第23条第1項ただし書、第24条の2第1項第2号及び第5項並びに第24条の3の改正規定並びに付則第2条の3、第3条及び第3条の5の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第20条第2項の改正規定並びに付則第3条の6、第5条の2及び第11条第2項の改正規定並びに同条に1項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 令和10年1月1日

（特別区民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の世田谷区

特別区税条例（以下「新条例」という。）第24条の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第24条の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の世田谷区特別区税条例第24条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 前条第1号に掲げる規定による改正後の世田谷区特別区税条例付則第3条の5第1項及び第2項の規定は、所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 3 新条例付則第11条第4項の規定は、所得割の納税義務者が前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例付則第11条第1項の土地等の譲渡について適用する。

世田谷区高齢者、障害者等が安全で

安心して利用しやすい建築物に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例（平成19年3月世田谷区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項中「次条において同じ」を「第15条において同じ」に、「この条及び次条において「一般客室」を「「一般客室」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（劇場等の客席）

第14条の3 劇場等の客席の各階には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の車椅子使用者用部分を設けなければならない。

- (1) 当該階に設ける座席の数が266以下の場合 2
- (2) 当該階に設ける座席の数が266を超える場合 当該座席の数に10,000分の75を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

2 前項の車椅子使用者用部分は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 各車椅子使用者用部分に対して、それぞれ1以上の同伴者用の座席又はスペースを、当該車椅子使用者用部分の横に隣接して設けること。
- (2) 2以上の車椅子使用者用部分を横に隣接して設けること。この場合において、車椅子使用者用部分の間に設けられるものが前号の同伴者用の座席又はスペースのみであるときは、当該車椅子使用者用部分は、隣接しているものとみなす。

3 第1項の車椅子使用者用部分の位置は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 当該階に設ける座席の数が400を超える場合 車椅子使用者用部分の間（前項の規定により隣接させた車椅子使用者用部分の間を除く。）のうち1以上に縦通路が存するよう分散すること。
- (2) 当該階に設ける座席の数が1,000を超える場合 前号に定めるところによるほか、車椅子使用者用部分の間のうち1以上に横通路が存するよう分散すること。この場合において、同一の横通路に接して複数の車椅子使用者用部分を設けたものにあつては、分散していないものとみなす。

第15条各号列記以外の部分中「前条第1項」を「第14条の2第1項」に、「及び前条」を「及び第14条の2、劇場等にあつては第7条から第13条まで及び前条」に改め、同条第2号中「前条第1項」を「第14条の2第1項」に改め、「経路」の次に「（当該利用居室が前条の劇場等の客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。）」を加え、同条第4号中「経路」の次に「（当該利用居室が前条の劇場等の客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。）」を加え、同条第6号中「前条第1項」を「第14条の2第1項」に改め、「経路」の次に「（当該利用居室が前条の劇場等の客席

東京都 市計画 世田谷 区 喜多 見地区 地区整 備計画	住宅地区	10分の8。 ただし、次の場合は、この限りでない。 (1) 建築物の敷地に接する区画道路（計画書に示す区画道路をいう。以下この項において同じ。）又は都市計画道路（都市計画法第11条第1項の規定により都市計画施設として定められ 10分の4。 ただし、次の場合は、この限りでない。 (1) 建築物の敷地に接する区画道路又は都市計画道路（計画書に示す区画道路をいう。以下この項において同じ。）又は都市計画道路（都市計画法第11条第1項の規定により都市計画施設として定められ 100㎡。ただし、次の場合は、この限りでない。 (1) 建築物の敷地に接する区画道路又は都市計画道路の部分を整備された当該敷地に建築する場合 (2) 道路の築造を伴う開発行為について、工事完了の公告のあった区域に建築する場合 (3) 土地区画整理事業の認可等の公告があった区域に建築する場合（建築物の敷地が土地区画整理道路に接する場合又は当該敷地内に土地区画整理道路がある場合においては、区長が交通上、
---	------	---

[illegible]

部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。）

了した公
旨の公
告（以
下この
項にお
いて「
工事完
了の公
告」と
いう。）
のあっ
た区域
に建築
する場合
(3) 次の
公告の
あった
区域（
以下こ
の項に
おいて
「土地
区画整
理事業
の認可
等の公
告のあ
った区
域」と
いう。）
に建築
する場合
（建
築物の
敷地が
当該区
域に係
る事業
計画に
定めら
れた公
共施設
として
の道路
（以下
この項
において
「土地
区画

整理道
路」と
いう。）
に接す
る場合
又は当
該敷地
内に土
地区画
整理道
路があ
る場合
におい
ては、
区長が
交通上、
安全上、
防火上、
及び衛
生上支
障がな
いと認
めた建
築物を
建築す
るとき
に限る。
この場
合にお
いて、
当該敷
地のう
ち土地
区画整
理道路
に係る
部分の
面積は、
敷地面
積又は
敷地の
部分の
面積に
算入し
ないも
のとな
る。）
ア 土
地区
画整

理法 第 9 条 第 3 項 の 規 定 に よ る 土 地 画 整 理 事 業 の 施 行 に つ い て の 認 可 の 公 告 及 び 同 法 第 10 条 第 3 項 の 規 定 に よ る 事 業 計 画 の 変 更 に つ い て の 認 可 の 公 告
イ 地 区 画 整 理 法 第 21 条 第 3 項 の 規 定 に よ る 土 地 画 整 理 組 合 の 設 立 に

ついで、認可及び同法第 39 条第 4 項の規定による事業計画の変更について認可の公告（土地区画整理法第 51 条第 9 項の規定による土地区画整理事業の施行について認可の公告及び同法第 51 条第 10 項の規定

による事業計画の変更について認可の公告
土地
画整
理法
第55
条第
9項
及び
第69
条第
7項
の規
定に
よる
事業
計画
の決
定の
公告
並び
に同
法第
55条
第13
項及
び第
69条
第10
項の
規定
によ
る事
業計
画の
変更
の公
告
土地
画整
理
法
第55
条第
9項
及び
第69
条第
7項
の規
定に
よる
事業
計画
の決
定の
公告
並び
に同
法第
55条
第13
項及
び第
69条
第10
項の
規定
によ
る事
業計
画の
変更
の公
告
土地
画整

世田谷区公報

令和8年7月21日（第784号）

[illegible]

– 12 –

10m。ただし、建築物の敷地面積（区画道路が位置づけられた敷地は、区画道路に係る部

– 14 –

[illegible]

別表第3中

東京都市計画世田谷西部地域喜多見北部地区地区整備計画

東京都市計画世田谷西部地域大蔵・喜多見地区地区整備計画

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区立公園条例の一部を改正する条例

世田谷区立公園条例（昭和33年4月世田谷区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2公園施設の設置等に係る使用料の部土地の項の次に次のように加える。

飲食店	1平方メートル	1月	1,859円
-----	---------	----	--------

別表第2備考中「土地」を「土地又は飲食店」に改める。

附 則

1 この条例は、令和8年7月18日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の別表第2に規定する飲食店の設置又は管理に関し必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

規 則

次に掲げる規則を公布する。

令和8年6月30日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第66号

世田谷区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第67号

世田谷区民間空襲等被害者見舞金支給条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第68号

世田谷区水道法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区規則第69号

世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

を

東京都市計画世田谷西部地域喜多見北部地区地区整備計画

世田谷区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区介護保険条例施行規則（平成12年3月世田谷区規則第43号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第1号様式」を「第1号様式の(1)(2)」に、「第1号の2様式」を「第1号の2様式の(1)(2)」に、「第1号の3様式」を「第1号の3様式の(1)(2)」に、「第1号の4様式」を「第1号の4様式の(1)(2)」に、「第1号の5様式」を「第1号の5様式の(1)(2)」に、「第1号の6様式」を「第1号の6様式の(1)(2)」に改める。

第1号様式を第1号様式の(1)とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式省略

第1号の2様式を第1号の2様式の(1)とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式省略

第1号の3様式を第1号の3様式の(1)とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式省略

第1号の4様式を第1号の4様式の(1)とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式省略

第1号の5様式を第1号の5様式の(1)とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式省略

第1号の6様式を第1号の6様式の(1)とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式省略

附 則

この規則は、令和8年7月3日から施行する。

世田谷区民間空襲等被害者見舞金支給条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区民間空襲等被害者見舞金支給条例施行規則（令和7年12月世田谷区規則第148号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「同年3月31日」を「令和9年3月12日」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第3条第2項の規定は、令和8年4月1日から適用する。

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の世田谷区民間空襲等被害者見舞金支給条例施行規則の規定によりなされた民間空襲等被害者見舞金の申請（以下「申請」という。）は、この規則による改正後の世田谷区民間空襲等被害者見舞金支給条例施行規則の規定によりなされた申請とみなす。

世田谷区水道法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区水道法施行細則（平成16年6月世田谷区規則第55号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項及び第16号様式中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第16号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則（平成2年3月世田谷区規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

（単位：円）

	工 種 名	仕 様	単位	単 価	備 考
1	U形溝工（240）	人力掘削	m	18,500	
2	U形溝工（240）	機械掘削	m	16,600	バックホウ0.1m ³
3	U形溝工（240・蓋）	人力掘削	m	32,700	
4	U形溝工（240・蓋）	機械掘削	m	30,700	バックホウ0.1m ³
5	特L形・U形溝工（240）	人力掘削	m	33,800	
6	特L形・U形溝工（240）	機械掘削	m	31,100	バックホウ0.1m ³
7	L形溝工（250B）	人力掘削	m	26,300	
8	L形溝工（250B）	機械掘削	m	23,800	バックホウ0.1m ³

9	L 形溝工 (300B)	人力掘削	m	27,400	
10	L 形溝工 (300B)	機械掘削	m	24,700	バックホウ 0.1m ³
11	横断暗きょ工 (CO-240)		m	72,000	
12	U 形溝用集水ます工 (400特)	装鉄製蓋・鋼製網蓋	箇所	110,900	
13	浸透 U 形ます工 (400特)	装鉄製蓋・鋼製網蓋	箇所	250,000	
14	L 形用浸透ます設置工	内径 50cm	箇所	145,100	
15	L 形用小型汚水ます工 (横型)		箇所	74,700	深さ 0.8m
16	L 形用小型汚水ます工 (横型)		箇所	81,300	深さ 1.0m
17	小型汚水ます工		箇所	87,300	深さ 0.8m
18	小型汚水ます工		箇所	93,900	深さ 1.0m
19	アスファルトコンクリート (透水 15 型) 舗装工	人力施工・しゃ断層なし	m ²	12,700	RC-30・10cm+開粒 2 号・5 cm
20	アスファルトコンクリート (透水 15 型) 舗装工	機械施工・しゃ断層なし	m ²	11,300	RC-30・10cm+開粒 2 号・5 cm
21	アスファルトコンクリート (透水 15 型) 舗装工	人力施工・しゃ断層なし	m ²	12,300	RC-30・10cm+開粒 1 号・5 cm
22	アスファルトコンクリート (透水 15 型) 舗装工	機械施工・しゃ断層なし	m ²	10,400	RC-30・10cm+開粒 1 号・5 cm
23	アスファルトコンクリート (透水 20 型) 舗装工	人力施工・しゃ断層なし	m ²	13,700	RC-40・15cm+開粒 1 号・5 cm
24	アスファルトコンクリート (透水 20 型) 舗装工	機械施工・しゃ断層なし	m ²	11,800	RC-40・15cm+開粒 1 号・5 cm
25	アスファルトコンクリート (透水 25 型) 舗装工	人力施工・しゃ断層なし	m ²	19,400	RC-40・15cm+開粒 1 号・5 cm +開粒 1 号・5 cm
26	アスファルトコンクリート (透水 25 型) 舗装工	機械施工・しゃ断層なし	m ²	16,200	RC-40・15cm+開粒 1 号・5 cm +開粒 1 号・5 cm
27	アスファルトコンクリート (20 型) 舗装工	人力施工	m ²	13,500	RM-40・15cm+密粒 (再生)・5 cm
28	アスファルトコンクリート (20 型) 舗装工	機械施工	m ²	12,000	RM-40・15cm+密粒 (再生)・5 cm
29	アスファルトコンクリート (25 型) 舗装工	人力施工	m ²	19,000	RM-40・15cm+粗粒 (再生)・5 cm+密粒 (再生)・5 cm
30	アスファルトコンクリート (25 型) 舗装工	機械施工	m ²	16,000	RM-40・15cm+粗粒 (再生)・5 cm+密粒 (再生)・5 cm
31	樹脂製滑り止め舗装工		m ²	11,500	
32	アスファルトコンクリート (透水 15 型) 舗装工 (表層打換)	人力施工	m ²	8,900	RC-30・平均 3 cm+開粒 2 号・5 cm
33	アスファルトコンクリート (透水 15 型) 舗装工 (表層打換)	機械施工	m ²	7,500	RC-30・平均 3 cm+開粒 2 号・5 cm
34	アスファルトコンクリート (透水 20 型) 舗装工 (表層打換)	機械施工	m ²	7,200	RC-30・平均 3 cm+開粒 1 号・5 cm
35	アスファルトコンクリート (透水 25 型) 舗装工 (表基層打換)	人力施工	m ²	14,000	RC-40・平均 3 cm+開粒 1 号・5 cm+開粒 1 号・5 cm
36	アスファルトコンクリート (透水 25 型) 舗装工 (表基層打換)	機械施工	m ²	11,500	RC-40・平均 3 cm+開粒 1 号・5 cm+開粒 1 号・5 cm
37	アスファルトコンクリート (20 型) 舗装工 (表層打換)	人力施工	m ²	8,700	RM-40・平均 3 cm+密粒 (再生)・5 cm
38	アスファルトコンクリート (20 型) 舗装工 (表層打換)	機械施工	m ²	7,200	RM-40・平均 3 cm+密粒 (再生)・5 cm
39	アスファルトコンクリート (25 型) 舗装工 (表基層打換)	機械施工	m ²	11,300	RM-40・平均 3 cm+粗粒 (再生)・5 cm+密粒 (再生)・5 cm
40	人孔調整工	かさ上げ・かさ下げ	箇所	37,900	発生材使用
41	人孔調整工	かさ上げ・かさ下げ	箇所	132,700	蓋・枠取替えを含む。
42	汚水ます調整工	かさ上げ・かさ下げ	箇所	12,500	発生材使用
43	小型汚水ます調整工	かさ上げ・かさ下げ	箇所	4,300	発生材使用
44	L 形用雨水ます設置工	内径 50cm	箇所	86,100	
45	L 形用汚水ます設置工	内径 50cm	箇所	93,300	
46	円形汚水ます設置工	内径 50cm	箇所	111,700	
47	汚水・雨水ます縁塊蓋取替工	L 形ます・丸形ます	箇所	47,400	

世 田 谷 区 公 報

48	取付管工（硬質塩化ビニル管）	内径150mm・基礎なし	箇所	73,800	ソケット取付工を含む。
49	取付管工（硬質塩化ビニル管）	内径200mm・基礎なし	箇所	86,500	ソケット取付工を含む。
50	補足コンクリート工	5 cm未満	m	15,800	
51	補足コンクリート工	5 cm以上15cm未満	m	19,400	
52	水替工		日	7,900	側溝用
53	区画線設置工	溶融式・幅15cm	m	600	
54	交通誘導員		人	26,100	
55	仮復旧工	一層仕上厚 3 cm	m ²	2,900	
56	特殊工	上記単価表以外の特殊工については、施行規程第 7 条に定める設計基準に基づいて算出した額			
57	障害物切回し	東京都水道局、東京ガス株式会社等の発行する領収書記載金額から消費税及び地方消費税に相当する額を減じた額			

注 この表により算出された額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第 4 を次のように改める。

別表第 4 （第 4 条関係）

（単位：円）

種 別	形 状 寸 法			単位	単 価			備 考
					人 力 施 工		機 械 施 工	
排水本管 （硬質塩 化ビニル 管以外の もの）	内径200mm	深さ2.60m以上	m		一 般	困 難	133,000	深さは、人 孔間の平均 深さとする。
					168,700	176,800		
	内径250mm	深さ2.60m以上3.00m未満	m		178,700	187,400	141,300	
		深さ3.00m以上3.40m未満	m		196,000	205,300	157,200	
		深さ3.40m以上	m		—	—	—	
	内径300mm	深さ2.60m以上3.00m未満	m		192,500	201,700	151,500	
		深さ3.00m以上3.40m未満	m		211,000	221,000	168,400	
		深さ3.40m以上	m		—	—	—	
	内径350mm	深さ1.80m未満	m		113,800	138,200	83,300	
		深さ1.80m以上2.20m未満	m		148,700	158,100	94,600	
		深さ2.20m以上2.60m未満	m		183,600	193,000	142,200	
		深さ2.60m以上3.00m未満	m		201,100	210,700	158,400	
		深さ3.00m以上3.40m未満	m		219,200	229,800	174,900	
		深さ3.40m以上	m		—	—	—	
排水本管 （硬質塩 化ビニル 管）	内径150mm	深さ1.00m未満	m		38,800	—	28,300	深さは、人 孔間の平均 深さとする。
		深さ1.00m以上1.40m未満	m		47,700	—	32,300	
	内径200mm	深さ1.00m未満	m		40,900	—	30,500	
		深さ1.00m以上1.40m未満	m		49,800	—	34,500	
		深さ1.40m以上1.80m未満	m		83,800	97,400	59,800	
		深さ1.80m以上2.20m未満	m		101,400	115,100	71,600	
		深さ2.20m以上2.60m未満	m		136,000	150,000	100,500	
		深さ2.60m以上	m		147,600	161,600	110,900	
	内径250mm	深さ1.00m未満	m		51,300	—	38,300	
		深さ1.00m以上1.40m未満	m		62,400	—	43,200	
		深さ1.40m以上1.80m未満	m		90,700	104,600	65,500	
		深さ1.80m以上2.20m未満	m		108,900	122,900	77,500	
		深さ2.20m以上2.60m未満	m		144,000	158,300	106,700	
		深さ2.60m以上3.00m未満	m		156,200	177,200	117,500	
		深さ3.00m以上3.40m未満	m		173,400	—	133,300	
		深さ3.40m以上	m		—	—	—	
	内径300mm	深さ1.40m未満	m		74,100	—	53,100	
		深さ1.40m以上1.80m未満	m		103,500	118,900	75,900	
		深さ1.80m以上2.20m未満	m		122,800	138,500	88,500	
		深さ2.20m以上2.60m未満	m		159,200	175,100	118,300	

	内径350mm	深さ2.60m以上3.00m未満	m	172,500	195,300	130,100	
		深さ3.00m以上3.40m未満	m	190,800	—	146,900	
		深さ3.40m以上	m	—	—	—	
		深さ1.80m未満	m	111,800	128,100	83,100	
		深さ1.80m以上2.20m未満	m	131,500	147,900	95,800	
		深さ2.20m以上2.60m未満	m	166,400	183,100	123,800	
		深さ2.60m以上3.00m未満	m	181,300	198,900	137,100	
		深さ3.00m以上3.40m未満	m	202,900	—	157,400	
		深さ3.40m以上	m	—	—	—	
取付管（ 硬質塩化 ビニル管）	内径150mm	深さ1.00m未満	m	32,700	—	—	深さは、排 水本管（人 孔間）の平均 土被りとす る。
		深さ1.00m以上1.40m未満	m	35,000	—	—	
		深さ1.40m以上	m	37,900	—	—	
	内径200mm	深さ1.00m未満	m	40,100	—	—	
		深さ1.00m以上1.40m未満	m	42,400	—	—	
		深さ1.40m以上	m	45,300	—	—	
管防護工 （硬質塩 化ビニル 管）	内径150mm用		m	19,200	18,200		
	内径200mm用		m	20,000	19,100		
	内径250mm用		m	21,200	21,400		
	内径300mm以上用		m	23,000	22,100		
人孔	円形人孔 内径70cm	深さ1.00m未満	箇所	一 般	困 難	321,400	深さは、人孔深さと する。 鉄蓋使用 は、17,500 円を加算す る。
				359,400	—		
		深さ1.00m以上1.20m未満	箇所	384,200	—	342,800	
	矩形人孔内 のり 法90cm×60 cm	深さ1.20m以上	箇所	439,600	442,600	385,200	
		深さ1.00m未満	箇所	657,900	—	586,900	
		深さ1.00m以上1.20m未満	箇所	757,600	763,000	675,600	
		深さ1.20m以上1.40m未満	箇所	814,300	819,700	722,100	
		深さ1.40m以上1.60m未満	箇所	876,300	881,600	772,800	
		深さ1.60m以上2.00m未満	箇所	977,700	983,600	858,300	
		深さ2.00m以上	箇所	1,138,700	1,147,600	1,011,100	
	円形人孔 内径90cm	深さ1.20m未満	箇所	656,800	—	564,600	
		深さ1.20m以上1.40m未満	箇所	742,300	747,000	629,900	
		深さ1.40m以上1.60m未満	箇所	802,200	806,900	676,800	
		深さ1.60m以上2.00m未満	箇所	943,100	949,600	797,700	
		深さ2.00m以上2.40m未満	箇所	1,057,900	1,067,900	896,200	
		深さ2.40m以上2.80m未満	箇所	1,186,600	1,209,800	1,020,300	
		深さ2.80m以上3.20m未満	箇所	1,341,900	1,365,000	1,171,000	
		深さ3.20m以上	箇所	—	—	—	
	組立矩形人 孔内法90cm ×60cm	深さ1.20m未満	箇所	720,600	726,000	673,000	
		深さ1.20m以上1.40m未満	箇所	765,200	770,500	710,500	
		深さ1.40m以上1.60m未満	箇所	823,500	828,900	762,000	
		深さ1.60m以上2.00m未満	箇所	913,100	919,000	841,700	
		深さ2.00m以上2.40m未満	箇所	1,043,000	1,051,900	966,900	
		深さ2.40m以上2.80m未満	箇所	1,167,400	1,186,400	1,084,600	
		深さ2.80m以上	箇所	1,261,100	1,280,100	1,181,900	
	組立矩形人 孔内法120 cm×60cm	深さ1.20m未満	箇所	856,000	861,300	800,000	
		深さ1.20m以上1.40m未満	箇所	895,700	901,100	832,000	
		深さ1.40m以上1.60m未満	箇所	966,500	971,800	894,700	
		深さ1.60m以上2.00m未満	箇所	1,072,700	1,078,600	989,900	
		深さ2.00m以上2.40m未満	箇所	1,224,700	1,233,600	1,130,500	
		深さ2.40m以上2.80m未満	箇所	1,372,800	1,391,800	1,276,900	
		深さ2.80m以上	箇所	1,482,700	1,501,700	1,384,800	
	組立円形人	深さ1.20m未満	箇所	639,800	644,600	587,900	

世 田 谷 区 公 報

	孔内径90cm	深さ1.20m以上1.40m未満	箇所	704,900	709,700	641,600	
		深さ1.40m以上1.60m未満	箇所	775,900	782,400	705,400	
		深さ1.60m以上2.00m未満	箇所	831,000	837,600	749,200	
		深さ2.00m以上2.40m未満	箇所	915,000	925,000	825,200	
		深さ2.40m以上2.80m未満	箇所	1,010,500	1,033,600	918,200	
		深さ2.80m以上	箇所	—	—	—	
副管（硬質塩化ビニル管以外のもの）	内径200mm	高さ1.00m未満	箇所		109,200	111,500	
		高さ1.00m以上1.50m未満	箇所		131,000	134,000	
		高さ1.50m以上2.00m未満	箇所		169,200	173,100	
		高さ2.00m以上	箇所		192,800	197,400	
副管（硬質塩化ビニル管）	内径200mm	高さ1.00m未満	箇所		277,100	231,600	
		高さ1.00m以上1.50m未満	箇所		286,300	304,900	
		高さ1.50m以上2.00m未満	箇所		338,700	343,900	
		高さ2.00m以上	箇所		364,600	370,600	
汚水ます	内径35cm		箇所	L 形ます	丸形ます	—	深さは、ます深さと する。 内径50cm 鉄蓋使用は 16,500円を、 内径70cm鉄 蓋使用は 58,000円を 加算する。
				118,000	135,700		
	内径50cm	深さ1.00m未満	箇所	123,100	—	—	
		深さ1.00m以上	箇所	151,900	—	—	
		深さ1.00m未満異形乙使用	箇所	—	140,700	—	
		深さ1.00m以上異形乙使用	箇所	—	169,600	—	
		深さ1.00m未満異形丙使用	箇所	—	140,500	—	
		深さ1.00m以上異形丙使用	箇所	—	169,300	—	
	内径70cm	内径70cmます蓋使用	箇所		401,700	—	
雨水ます	内径35cm		箇所	一枚蓋	二枚蓋	—	
				110,200	181,200		
	内径50cm		箇所	122,500	193,500	—	
	内径35cm	格子蓋（角型）	箇所		108,800	—	
	内径50cm	格子蓋（標準型）	箇所		134,200	—	
L 形側溝	250 B		m		20,000	18,900	
	300 B		m		20,600	19,500	
L 形基礎	250 B用コンクリート厚さ10cm		m		8,400	7,600	
	300 B用コンクリート厚さ10cm		m		9,000	8,200	
仮復旧工	アスファルトコンクリート舗装工（厚さ 3 cm）		m ²		3,800	—	
試験掘工	A 型（2.00m×1.00m×1.50m）		箇所		141,700	—	
	B 型（1.50m×0.70m×1.30m）		箇所		42,100	—	
	C 型（1.00m×0.70m×1.00m）		箇所		21,000	—	
	A 型（2.00m×1.00m×1.50m）アスファルト 仮復旧		箇所		149,600	—	
	B 型（1.50m×0.70m×1.30m）アスファルト 仮復旧		箇所		46,100	—	
	C 型（1.00m×0.70m×1.00m）アスファルト 仮復旧		箇所		23,800	—	
特殊工	上記単価表以外の特殊工については、東京都下水道局の設計標準代価等に基づいて算出した額の90％以内の額						
障害物切 回し	東京都水道局、東京ガス株式会社等の発行する領収書記載金額から消費税及び地方消費税に相当する額を減じた額						

注 この表により算出された額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第 2 及び別表第 4 の規定は、令和 8 年 7 月 1 日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

訓 令 甲				事 業 所
◎世田谷区訓令甲第17号				世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程（昭和40年 6 月世田谷区訓令甲第39号）の一部を次のように改正する。
庁 中 一 般				令和 8 年 6 月 1 日
総 合 支 所				世田谷区長 保 坂 展 人
児 童 相 談 所				別表国民健康・栄養調査員（医師）の項
保 健 所				中「29,000円」を「30,000円」に改め、同表

国民健康・栄養調査員（看護師）の項から国民健康・栄養調査員（管理栄養士）の項までの規定中「21,791円」を「22,619円」に改める。

◎世田谷区訓令甲第18号

庁 中 一 般
総 合 支 所

世田谷区総合支所処務規程（平成11年3月世田谷区訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月12日

世田谷区長 保坂展人

第8条の表区民課の部区民係の項中第31号を第32号とし、第30号を第31号とし、同項第29号中「特別永住者証明書」の次に「及び特定特別永住者証明書」を加え、同号を同項第30号とし、同項第28号の次に次の1号を加える。

(29) 特定在留カードの交付等に関すること。

別表2の部区民課の款22の項課長決定の欄中第3号を第4号とし、同欄第2号中「特別永住者証明書」の次に「及び特定特別永住者証明書」を加え、同号を同欄第3号とし、同欄第1号の次に次の1号を加える。

2 特定在留カードの交付等に関すること。

附 則

この訓令は、令和8年6月15日から施行する。

◎世田谷区訓令甲第19号

庁 中 一 般
総 合 支 所
出 張 所

世田谷区出張所処務規程（平成3年4月世田谷区訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月12日

世田谷区長 保坂展人

第2条中第29号を第30号とし、第12号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、同条第11号中「特別永住者証明書」の次に「及び特定特別永住者証明書」を加え、同号を同条第12号とし、同条第10号の次に次の1号を加える。

(11) 特定在留カードの交付等に関すること。

別表2の部一般事務の款7の項所長決定の欄中第3号を第4号とし、同欄第2号中「特別永住者証明書」の次に「及び特定特別永住者証明書」を加え、同号を同欄第3号とし、同欄第1号の次に次の1号を加える。

2 特定在留カードの交付等に関すること。

附 則

この訓令は、令和8年6月15日から施行する。

告 示

◎世田谷区告示第414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次の

ように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年6月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月1日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

(1) 28-1

(2) 28-1

2 変更の区間

(1) 世田谷区羽根木二丁目1717番12の内

(2) 世田谷区羽根木二丁目1713番7

3 変更の区域

(1) 延長 9.77メートル

幅員 0.79メートルから
0.83メートルまで

面積 7.93平方メートル

(2) 延長 10.25メートル

幅員 0.74メートルから
0.78メートルまで

面積 7.89平方メートル

4 供用開始の期日

令和8年6月1日

◎世田谷区告示第415号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和8年6月1日

世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称 ケアポート上高

井戸

2 事業所の所在地 東京都杉並区上
高井戸二丁目2
番30号

3 事業者の名称 株式会社ヤクモ
ケアポート

4 廃止届受理年月日 令和8年4月24
日

5 サービスの種類 地域密着型通所
介護

◎世田谷区告示第416号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和8年6月1日

世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称 明楽三喜ケアポ
ート

2 事業所の所在地 東京都杉並区上高
井戸二丁目2番30
号

3 事業者の名称 funlead株
式会社

4 指定年月日 令和8年6月1日

5 サービスの種類 地域密着型通所
介護

◎世田谷区告示第417号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定

により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和8年6月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第418号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の10第1項及び第59条の4第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新をしたので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和8年6月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第419号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和8年6月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第420号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和8年6月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第421号

世田谷区身体障害者福祉法の施行に関する規則、世田谷区知的障害者福祉法の施行に関する規則及び世田谷区児童福祉法の施行に関する規則に基づくやむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担の額の算定に関する基準の一部を改正する告示

世田谷区身体障害者福祉法の施行に関する規則、世田谷区知的障害者福祉法の施行に関する規則及び世田谷区児童福祉法の施行に関する規則に基づくやむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担の額の算定に関する基準（令和元年7月23日世田谷区告示第170号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙表(2)注4(1)中「、附則5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項」を「及び第5条の4第5項」に改める。

別紙表(4)注4(1)中「所得税法」を「地方税法」に、「、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項」を「及び第5条の4第5項」に改める。

別紙表(5)注4(1)、別紙表(6)注4(1)及び別

紙表(7)注4(1)中「、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項」を「及び第5条の4第5項」に改める。

◎世田谷区告示第422号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の20第1項の規定により指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。

令和8年6月1日

世田谷区長 保坂展人

- | | | |
|---|------------|----------------------------------|
| 1 | 事業者の名称 | 一般社団法人Color's |
| 2 | 主たる事務所の所在地 | 東京都世田谷区赤堤一丁目8番15号NSハイム101 |
| 3 | 事業所の名称 | からーず相談室 |
| 4 | 事業所の所在地 | 東京都世田谷区南烏山三丁目23番1号山本アビタシオン南館5002 |
| 5 | 事業所番号 | 1331205011 |
| 6 | 事業の種類 | 特定相談支援事業 |
| 7 | 事業の主たる対象者 | 特定なし |
| 8 | 指定の年月日 | 令和8年6月1日 |

◎世田谷区告示第423号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の28第1項の規定により指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第24条の37の規定により告示する。

令和8年6月1日

世田谷区長 保坂展人

- | | | |
|---|------------|----------------------------------|
| 1 | 事業者の名称 | 一般社団法人Color's |
| 2 | 主たる事務所の所在地 | 東京都世田谷区赤堤一丁目8番15号NSハイム101 |
| 3 | 事業所の名称 | からーず相談室 |
| 4 | 事業所の所在地 | 東京都世田谷区南烏山三丁目23番1号山本アビタシオン南館5002 |
| 5 | 事業所番号 | 1371201128 |
| 6 | 事業の種類 | 障害児相談支援事業 |
| 7 | 事業の主たる対象者 | 特定なし |
| 8 | 指定の年月日 | 令和8年6月1日 |

◎世田谷区告示第424号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により告示する。

令和8年6月1日

世田谷区長 保坂展人

- | | | |
|---|------------|------------------------------|
| 1 | 事業所の名称 | ブロッサムジュニア千歳船橋教室 |
| 2 | 事業所の所在地 | 東京都世田谷区桜丘五丁目20番11号シンエイ第2ビル2階 |
| 3 | 申請者の名称 | 合同会社Shain |
| 4 | 指定年月日 | 令和8年6月1日 |
| 5 | 障害児通所支援の種類 | 児童発達支援・放課後等デイサービス |

◎世田谷区告示第425号

世田谷区副区長の担任事項に関する規程(令和4年6月世田谷区告示第477号)の全部を改正する。

令和8年6月1日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区副区長の担任事項は、次の表のとおりとする。ただし、担任に係る副区長に事故があるとき、又は副区長が欠けたときは、他の副区長がその職務を担任する。

副 区 長	担 任 事 項
地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第1項の規定に基づき区長が定めた区長の職務代理順序(以下「区長の職務代理順序」という。)が第1順位の副区長	(1) 政策経営部(DX推進担当を除く。)、総務部(庁舎整備担当を除く。)、危機管理部、財務部、保健福祉政策部、高齢福祉部、障害福祉部及び子ども・若者部に関すること。 (2) 世田谷保健所に関すること。 (3) 行政委員会(農業委員会を除く。)等との連絡に関すること。
区長の職務代理順序が第2順位の副区長	(1) 政策経営部(DX推進担当に限る。)、総務部(庁舎整備担当に限る。)、生活文化政策部、地域行政部、スポーツ推進部、環境政策部、経済産業部、都市整備政策部、道路・交通計画部及び土木部に関すること。 (2) 総合支所に関すること。 (3) 農業委員会との連絡に関すること。

◎世田谷区告示第426号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第54条の2の規定による特定乳児等通園支援事業者の確認をしたので、同法第54条の3において準用する同法第53条の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和8年6月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第427号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和8年6月2日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第428号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の32第2項の規定による指定障害児相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第24条の37の規定により告示する。

令和8年6月2日

世田谷区長 保坂展人

- | | | |
|---|------------|---------------------------------|
| 1 | 事業者の名称 | 特定非営利活動法人自立生活センターHANDS世田谷 |
| 2 | 主たる事務所の所在地 | 東京都世田谷区豪徳寺一丁目32番21号スマイルホーム豪徳寺1階 |
| 3 | 事業所の名称 | 自立生活センターハンズ世田谷 |
| 4 | 事業所の所在地 | 東京都世田谷区豪徳寺一丁目32番21号スマイルホーム豪徳寺1階 |
| 5 | 事業所番号 | 1371200153 |
| 6 | 事業の種類 | 障害児相談支援事業 |
| 7 | 事業の主たる対象者 | 特定なし |
| 8 | 廃止の年月日 | 令和8年5月31日 |

◎世田谷区告示第429号

令和8年第2回世田谷区議会定例会を下記により招集する。

令和8年6月2日

世田谷区長 保坂展人

記

- | | | |
|---|---------|------------------|
| 1 | 招集する年月日 | 令和8年6月10日(水)午後1時 |
| 2 | 招集する場所 | 世田谷区議会議場 |

◎世田谷区告示第430号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年6月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区豪徳寺二丁目1058番25の内から1058番1の内まで
- 3 変更の区域
延長 10.78メートル
幅員 0.20メートルから
0.21メートルまで
面積 2.24平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年6月3日

◎世田谷区告示第431号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年6月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区下馬二丁目153番25の内
- 3 変更の区域
延長 4.87メートル
幅員 0.14メートルから
0.16メートルまで
面積 0.74平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年6月3日

◎世田谷区告示第432号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年6月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区喜多見九丁目2134番33から2134番30地先無番の内まで
- 3 変更の区域
延長 22.78メートル
幅員 1.09メートルから
1.13メートルまで
面積 26.51平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年6月4日

◎世田谷区告示第433号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年6月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区羽根木二丁目1720番7の内
(2) 世田谷区羽根木二丁目1720番7の内
- 3 変更の区域
(1) 延長 11.57メートル
幅員 0.66メートルから
0.82メートルまで
面積 10.13平方メートル
(2) 延長 7.70メートル
幅員 0.56メートルから
0.60メートルまで
面積 4.50平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年6月4日

◎世田谷区告示第434号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年6月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区喜多見二丁目3785番4から3785番1まで
- 3 変更の区域
延長 6.39メートル
幅員 0.56メートルから
0.58メートルまで
面積 3.85平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年6月8日

◎世田谷区告示第435号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年6月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区経堂二丁目232番1の内から228番55まで
- 3 変更の区域
延長 18.43メートル

- 幅員 0.17メートルから
0.27メートルまで
面積 4.24平方メートル
4 供用開始の期日
令和8年6月10日

◎世田谷区告示第436号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年6月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月11日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区船橋三丁目377番12の内
- 3 変更の区域
延長 7.06メートル
幅員 0.36メートルから
0.57メートルまで
面積 3.44平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年6月11日

◎世田谷区告示第437号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年6月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月11日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区瀬田五丁目172番13
- 3 変更の区域
延長 10.10メートル
幅員 0.38メートルから
0.77メートルまで
面積 5.85平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年6月11日

◎世田谷区告示第438号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年6月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月11日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
32-26
- 2 変更の区間
世田谷区大原一丁目1070番36の内から1070番40の内まで
- 3 変更の区域
延長 10.02メートル
幅員 0.12メートルから
0.14メートルまで

面 積 1.38平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年6月11日 ◎世田谷区告示第439号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年6月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年6月11日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区松原一丁目105番14の内 3 変更の区域 延 長 4.56メートル 幅 員 0.58メートルから 0.60メートルまで 面 積 2.72平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年6月11日 ◎世田谷区告示第440号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年6月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年6月11日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 36-3 2 変更の区間 世田谷区東玉川一丁目68番17の内 3 変更の区域 延 長 9.30メートル 幅 員 0.18メートル 面 積 1.73平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年6月11日 ◎世田谷区告示第441号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年6月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年6月11日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 47-31 2 変更の区間 世田谷区船橋三丁目214番35の内から214番31の内まで 3 変更の区域 延 長 23.03メートル 幅 員 0.00メートルから 0.03メートルまで 面 積 0.41平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年6月11日	◎世田谷区告示第442号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年6月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年6月12日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 35-1 2 変更の区間 世田谷区羽根木二丁目1829番1の内 3 変更の区域 延 長 7.09メートル 幅 員 0.17メートル 面 積 1.24平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年6月12日 ◎世田谷区告示第443号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年6月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年6月12日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区野毛二丁目323番1の内 3 変更の区域 延 長 12.37メートル 幅 員 0.20メートルから 0.25メートルまで 面 積 3.61平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年6月12日 ◎世田谷区告示第444号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年6月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年6月12日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区羽根木二丁目1745番5の内 3 変更の区域 延 長 16.71メートル 幅 員 0.46メートルから 0.64メートルまで 面 積 8.61平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年6月12日 ◎世田谷区告示第445号	道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年6月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年6月12日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 33-50 2 変更の区間 世田谷区代沢三丁目169番13の内 3 変更の区域 延 長 10.05メートル 幅 員 0.27メートルから 0.35メートル 面 積 4.71平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年6月12日 ◎世田谷区告示第446号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和8年6月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年6月12日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 指定番号 11-D050-01 2 変更の区間 世田谷区代沢三丁目169番13の内から167番27の内まで 3 変更の区域 延 長 29.79メートル 幅 員 0.23メートルから 3.78メートルまで 面 積 41.14平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年6月12日 ◎世田谷区告示第447号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年6月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年6月12日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区大原一丁目1138番27の内から1138番14の内まで 3 変更の区域 延 長 6.37メートル 幅 員 0.54メートルから 0.56メートルまで 面 積 3.53平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年6月12日
--	--	---

世 田 谷 区 公 報

令和 8 年 7 月 21 日（第 784 号）

◎世田谷区告示第448号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 6 月 12 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 12 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区代沢四丁目1332番12
- 3 変更の区域
延長 9.87メートル
幅員 0.63メートル
面積 6.28平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和 8 年 6 月 12 日

◎世田谷区告示第449号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 6 月 12 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 12 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区南鳥山四丁目595番7の内
- 3 変更の区域
延長 11.05メートル
幅員 0.32メートル
面積 3.55平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和 8 年 6 月 12 日

◎世田谷区告示第450号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定に基づき地縁による団体認可の告示をしたが、その告示事項に変更があった旨の届出があったので、同項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第6号の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 12 日

世田谷区長 保 坂 展 人
以下省略

◎世田谷区告示第451号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び世田谷区財政状況の公表に関する条例（昭和39年3月世田谷区条例第8号）の規定により、次のように本区財政状況を公表する。

令和 8 年 6 月 15 日

世田谷区長 保 坂 展 人

令和 7 年度下半期の財政状況（令和 8 年 3 月 31 日現在）

1. 一般会計歳入執行状況

区分	特別区税	国・都支出金	特別区交付金	諸収入	繰入金・特別区債	その他	合計
予算現額	1,515.1億円	1,215.9億円	725.1億円	105.9億円	174.8億円	647.2億円	4,384.0億円
収入済額	1,405.5億円	1,085.7億円	759.1億円	87.5億円	9.8億円	659.4億円	4,007.1億円
収入率	92.8%	89.3%	104.7%	82.7%	5.6%	101.9%	91.4%

2. 一般会計歳出執行状況

区分	民生費	総務費	教育費	土木費	環境費	公債費	その他	合計
予算現額	2,184.6億円	693.0億円	639.0億円	418.0億円	162.8億円	85.3億円	201.4億円	4,384.0億円
支出済額	1,897.2億円	538.0億円	448.6億円	268.7億円	147.1億円	84.6億円	157.6億円	3,541.7億円
執行率	86.8%	77.6%	70.2%	64.3%	90.3%	99.2%	78.3%	80.8%

3. 特別会計歳入歳出執行状況

会 計		国民健康保険 事業会計	後期高齢者 医療会計	介護保険 事業会計	学校給食費 会計
予算現額		828.0億円	279.7億円	767.3億円	39.5億円
歳 入	収入済額	771.4億円	278.6億円	672.0億円	37.8億円
	収入率	93.2%	99.6%	87.6%	95.6%
歳 出	支出済額	783.3億円	272.2億円	667.8億円	34.3億円
	執行率	94.6%	97.3%	87.0%	86.8%

4. 区民の区税負担

年 度	日本人人口	外国人人口	人口計	世 帯	特別区税予算 現 額	ひとりあたりの 負 担 額	1 世帯あたりの 負 担 額
令和 4 年度	893,994人	23,711人	917,705人	494,707世帯	132,939,488千円	144,861円	268,724円
令和 5 年度	894,511人	26,085人	920,596人	499,646世帯	136,565,437千円	148,345円	273,324円
令和 6 年度	897,428人	28,675人	926,103人	505,769世帯	137,443,603千円	148,411円	271,752円
令和 7 年度	899,913人	31,177人	931,090人	510,803世帯	151,513,974千円	162,728円	296,619円

5. 特別区債の状況

区分	教育債	土木債	民生債	総務債	産業経済債	減税等補てん債	合計
現在高	177.7億円	118.8億円	17.1億円	22.9億円	7.0億円	0.0億円	343.5億円
構成比	51.7%	34.6%	5.0%	6.7%	2.0%	0.0%	100.0%

6. 区有財産の状況

土 地	建 物	工 作 物	有 価 証 券	出資による権利	債 権	基 金
258万3139.08平方メートル	128万2671.67平方メートル	307億1919万円	4 億3000万円	28億4296万円	61億3947万円	1754億5667万円

7. 一時借入金の状況

下半期は、一時借入金を必要としませんでした。

※一時借入金とは、支払資金が一時的に不足する場合、年度内に返済することを条件に銀行などから現金を借り入れる制度です。

◎世田谷区告示第452号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年6月15日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 都市計画の種類
東京都市計画防火地域及び準防火地域
- 都市計画を定める土地の区域
削除する部分
準防火地域
世田谷区松原三丁目地内
追加する部分
防火地域
世田谷区松原三丁目地内
- 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第453号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年6月15日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 都市計画の種類
東京都市計画地区計画下高井戸駅周辺地区地区計画
- 都市計画を定める土地の区域
世田谷区松原三丁目、赤堤四丁目及び赤堤五丁目各地内
- 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第454号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年6月15日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 都市計画の種類
東京都市計画高度地区
- 都市計画を定める土地の区域
削除する部分
第3種高度地区
世田谷区松原三丁目、赤堤四丁目及び赤堤五丁目各地内
19m第2種高度地区
世田谷区松原三丁目地内

追加する部分

第3種高度地区

世田谷区松原三丁目地内

25m第2種高度地区

世田谷区松原三丁目地内

3 縦覧場所

世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第455号

世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第16条において準用する同条例第15条第1項の規定により、地区街づくり計画を変更したので、次のとおり告示し、当該地区街づくり計画の変更の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年6月15日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 地区街づくり計画の名称
下高井戸駅周辺地区地区街づくり計画
- 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域
世田谷区松原三丁目、松原四丁目、赤堤四丁目及び赤堤五丁目各地内
- 縦覧場所
世田谷区北沢総合支所街づくり課及び世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第456号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年6月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月16日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 認定番号
(1) 39-30
(2) 39-30
- 変更の区間
(1) 世田谷区羽根木二丁目1811番25の内
(2) 世田谷区羽根木二丁目1811番25の内
- 変更の区域
(1) 延長 29.91メートル
幅員 0.18メートルから0.24メートルまで
面積 6.48平方メートル
(2) 延長 45.45メートル
幅員 0.07メートルから0.30メートルまで
面積 10.18平方メートル
- 供用開始の期日
令和8年6月16日

◎世田谷区告示第457号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和8年6月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月16日
世田谷区長 保 坂 展 人

- 指定番号
45-D533-01
- 変更の区間
世田谷区喜多見一丁目3975番2
- 変更の区域
延長 30.56メートル
幅員 0.25メートル
面積 7.69平方メートル
- 供用開始の期日
令和8年6月16日

◎世田谷区告示第458号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年6月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月16日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1
- 変更の区間
(1) 世田谷区上北沢四丁目1110番90の内
(2) 世田谷区上北沢四丁目1110番90の内
- 変更の区域
(1) 延長 14.85メートル
幅員 0.19メートルから0.20メートルまで
面積 4.83平方メートル
(2) 延長 10.31メートル
幅員 0.63メートルから0.64メートルまで
面積 6.59平方メートル
- 供用開始の期日
令和8年6月16日

◎世田谷区告示第459号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年6月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月16日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 認定番号
(1) 28-1
(2) 46-19
- 変更の区間
(1) 世田谷区桜上水五丁目466番4の内

(2) 世田谷区桜上水五丁目466番4の内 3 変更の区域 (1) 延長 8.42メートル 幅員 0.17メートルから 0.19メートルまで 面積 2.94平方メートル (2) 延長 16.97メートル 幅員 0.05メートルから 0.32メートルまで 面積 3.14平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年6月16日	(1) 28-1 (2) 28-1 2 変更の区間 (1) 世田谷区給田四丁目134番1の内 (2) 世田谷区給田四丁目134番1の内 3 変更の区域 (1) 延長 51.11メートル 幅員 0.23メートルから 0.24メートルまで 面積 19.34平方メートル (2) 延長 41.01メートル 幅員 0.73メートル 面積 30.02平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年6月18日	2 所在地 変更前 東京都渋谷区渋谷二丁目 24番12号 変更後 東京都品川区上大崎三丁 目1番1号 3 変更年月日 令和6年1月16日
◎世田谷区告示第460号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年6月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年6月16日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区砧八丁目71番24から71番26まで 3 変更の区域 延長 12.65メートル 幅員 0.07メートルから 0.31メートルまで 面積 2.50平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年6月16日	◎世田谷区告示第463号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年6月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年6月18日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 40-9 2 変更の区間 世田谷区北烏山一丁目918番29 3 変更の区域 延長 2.00メートル 幅員 1.00メートル 面積 2.01平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年6月18日	◎世田谷区告示第466号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年6月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年6月19日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 35-42 2 変更の区間 世田谷区上馬四丁目763番6の内 から763番18の内まで 3 変更の区域 延長 9.30メートル 幅員 0.09メートルから 0.19メートルまで 面積 1.22平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年6月19日
◎世田谷区告示第461号 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。 令和8年6月16日 世田谷区長 保坂展人 1 事業所の名称 通所介護所 学芸大学 2 事業所の所在地 東京都目黒区中央町二丁目16番3号ミネタウンハウスB棟 3 事業者の名称 有限会社生羅 4 廃止届受理年月日 令和8年5月29日 5 サービスの種類 地域密着型通所介護	◎世田谷区告示第464号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。 この関係図面は、令和8年6月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年6月18日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 40-1 2 供用開始の区間 世田谷区瀬田五丁目142番2 3 供用開始の区域 延長 14.54メートル 幅員 1.18メートル 面積 17.27平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年6月18日	◎世田谷区告示第467号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年6月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年6月19日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 45-32 2 変更の区間 世田谷区北烏山七丁目2308番57 3 変更の区域 延長 12.70メートル 幅員 0.75メートル 面積 9.53平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年6月19日
◎世田谷区告示第462号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年6月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年6月18日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号	◎世田谷区告示第465号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定による指定納付受託者の事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。 令和8年6月18日 世田谷区長 保坂展人 1 名称 株式会社トラストバンク	◎世田谷区告示第468号 車両制限令（昭和36年政令第265号）第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第5条第1項の規定により告示する。 この関係図面は、令和8年6月19日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。 令和8年6月19日 世田谷区長 保坂展人 1 路線名 特別区道 2 指定区間 世田谷区宇奈根二丁目25番先から

世田谷区公報

世田谷区宇奈根二丁目24番先まで 3 指定年月日 令和8年6月19日 ◎世田谷区告示第469号 令和8年6月19日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。 令和8年6月19日 世田谷区長 保坂展人 令和8年度世田谷区一般会計補正予算（第1次） 別添省略 ◎世田谷区告示第470号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年6月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年6月22日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区三軒茶屋二丁目260番3の内 3 変更の区域 延長 9.36メートル 幅員 0.20メートルから 0.22メートルまで 面積 2.03平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年6月22日 ◎世田谷区告示第471号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年6月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年6月22日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 44-20 2 変更の区間 世田谷区宮坂二丁目2082番4の内 3 変更の区域 延長 11.17メートル 幅員 0.14メートルから 0.17メートルまで 面積 1.80平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年6月22日 ◎世田谷区告示第472号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年6月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年6月22日	世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 37-17 2 変更の区間 世田谷区代沢二丁目165番3の内 3 変更の区域 延長 7.92メートル 幅員 0.19メートルから 0.20メートルまで 面積 1.59平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年6月22日 ◎世田谷区告示第473号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年6月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年6月22日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区代沢五丁目1153番2の内 3 変更の区域 延長 14.22メートル 幅員 0.18メートル 面積 3.53平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年6月22日 ◎世田谷区告示第474号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年6月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年6月22日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区等々力二丁目88番2の内 3 変更の区域 延長 22.62メートル 幅員 0.11メートルから 0.15メートルまで 面積 3.08平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年6月22日 ◎世田谷区告示第475号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年6月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年6月22日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 28-1 2 変更の区間	世田谷区砧八丁目93番37 3 変更の区域 延長 5.89メートル 幅員 0.26メートル 面積 1.56平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年6月22日 ◎世田谷区告示第476号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年6月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年6月22日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区松原二丁目735番18 3 変更の区域 延長 8.28メートル 幅員 0.00メートルから 0.04メートルまで 面積 0.19平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年6月22日 ◎世田谷区告示第477号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年6月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年6月22日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 (1) 28-1 (2) 28-1 2 変更の区間 (1) 世田谷区松原二丁目735番19 (2) 世田谷区松原二丁目735番20 3 変更の区域 (1) 延長 54.43メートル 幅員 0.00メートルから 0.02メートルまで 面積 0.62平方メートル (2) 延長 80.31メートル 幅員 0.00メートルから 0.05メートルまで 面積 2.16平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年6月22日 ◎世田谷区告示第478号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年6月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年6月22日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号
---	--	--

28－1 2 変更の区間 世田谷区松原二丁目735番15の内 から735番22の内まで 3 変更の区域 延 長 107.86メートル 幅 員 0.08メートルから 0.13メートルまで 面 積 12.25平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 6 月 22 日 ◎世田谷区告示第479号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、特別区道路線の供用 を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 6 月 22 日から 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 6 月 22 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 40－1 2 供用開始の区間 世田谷区粕谷二丁目166番15 3 供用開始の区域 延 長 23.73メートル 幅 員 2.36メートルから 3.01メートルまで 面 積 65.22平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 6 月 22 日 ◎世田谷区告示第480号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の 規定に基づき、特別区道路線の区域を次の ように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 6 月 22 日から 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 6 月 22 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 (1) 62－2 (2) 18－8 2 変更の区間 (1) 世田谷区北烏山六丁目1629番 1 (2) 世田谷区北烏山六丁目1629番21 3 変更の区域 (1) 延 長 35.92メートル 幅 員 1.23メートルから 1.25メートルまで 面 積 44.94平方メートル (2) 延 長 33.28メートル 幅 員 0.22メートルから 0.24メートルまで 面 積 7.85平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 6 月 22 日 ◎世田谷区告示第481号 道路法（昭和27年法律第180号）第 8 条第 1 項及び第18条の規定に基づき、特別区道 路線を次のように認定し、新たに認定した 道路の区域を決定し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 6 月 22 日から	15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 6 月 22 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 R 8－1 2 認定する起終点 世田谷区北烏山六丁目1629番22 3 道路の延長 50.71メートル 4 道路の幅員 4.50メートル 5 道路の面積 235.21平方メートル 6 供用開始の期日 令和 8 年 6 月 22 日 ◎世田谷区告示第482号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の 規定に基づき、特別区道路線の区域を次の ように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 6 月 23 日から 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 6 月 23 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 36－8 2 変更の区間 世田谷区経堂四丁目618番 9 地先 無番 3 変更の区域 延 長 7.63メートル 幅 員 2.00メートル 面 積 15.27平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 6 月 23 日 ◎世田谷区告示第483号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成 14年 3 月世田谷区規則第45号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、区管理道路線の一部を 次のように廃止する。 この関係図面は、令和 8 年 6 月 23 日から 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 6 月 23 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 指定番号 23－G030 2 一部を廃止する起終点 （旧）世田谷区経堂四丁目618番 1 地先無番から618番 5 地先無 番まで （新）世田谷区経堂四丁目618番12 地先無番から618番 5 地先無 番まで 3 廃止の期日 令和 8 年 6 月 23 日 ◎世田谷区告示第484号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成 14年 3 月世田谷区規則第45号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、区管理道路線を次の ように指定する。 この関係図面は、令和 8 年 6 月 23 日から	15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 6 月 23 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 指定番号 23－G030－01 2 指定する起終点 世田谷区経堂四丁目618番 1 地先 無番から618番 6 地先無番まで 3 用途 区管理道路 ◎世田谷区告示第485号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の 規定に基づき、特別区道路線の区域を次の ように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 6 月 24 日から 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 6 月 24 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 28－1 2 変更の区間 世田谷区玉川四丁目1702番 7 の内 3 変更の区域 延 長 9.09メートル 幅 員 0.18メートル 面 積 1.68平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 6 月 24 日 ◎世田谷区告示第486号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の 規定に基づき、特別区道路線の区域を次の ように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 6 月 24 日から 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 6 月 24 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 28－1 2 変更の区間 世田谷区太子堂五丁目133番 1 の 内 3 変更の区域 延 長 4.10メートル 幅 員 0.65メートルから 0.66メートルまで 面 積 2.84平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 6 月 24 日 ◎世田谷区告示第487号 世田谷区みどりの基本条例（平成17年 3 月世田谷区条例第13号）第13条第 1 項の規 定に基づく保存樹木等の指定の解除につい て別紙のように告示する。 令和 8 年 6 月 24 日 世田谷区長 保 坂 展 人 別紙省略 ◎世田谷区告示第488号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の 規定に基づき、特別区道路線の区域を次の
---	--	--

ように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年6月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月25日
世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号
36－5

2 変更の区間
世田谷区松原五丁目500番7の内

3 変更の区域
延長 9.09メートル
幅員 0.66メートルから
0.78メートルまで
面積 6.49平方メートル

4 供用開始の期日
令和8年6月25日

◎世田谷区告示第489号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年6月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月25日
世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号
28－1

2 変更の区間
世田谷区上馬一丁目565番11の内

3 変更の区域
延長 14.48メートル
幅員 0.29メートルから
0.46メートルまで
面積 5.42平方メートル

4 供用開始の期日
令和8年6月25日

◎世田谷区告示第490号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。

令和8年6月26日
世田谷区長 保 坂 展 人

別紙省略

◎世田谷区告示第491号

区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和8年6月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月30日
世田谷区長 保 坂 展 人

1 番号
42－Z129

2 区間
世田谷区上祖師谷六丁目841番7地先無番から832番15地先無番まで

3 廃止の期日
令和8年6月30日

◎世田谷区告示第492号

区管理水路を次のように設置するので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和8年6月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月30日
世田谷区長 保 坂 展 人

1 番号
42－Z138

2 区間
世田谷区上祖師谷六丁目841番7地先無番から841番1地先無番まで

3 用途
区管理水路

◎世田谷区告示第493号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和8年6月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月30日
世田谷区長 保 坂 展 人

1 指定番号
21－D024－05

2 変更の区間
世田谷区豪徳寺一丁目2053番12の内

3 変更の区域
延長 9.24メートル
幅員 0.22メートルから
0.24メートルまで
面積 2.17平方メートル

4 供用開始の期日
令和8年6月30日

◎世田谷区告示第494号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年6月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月30日
世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号
28－1

2 変更の区間
世田谷区北烏山五丁目1610番6の内から1610番48の内まで

3 変更の区域
延長 12.53メートル
幅員 0.61メートルから
0.69メートルまで
面積 8.19平方メートル

4 供用開始の期日
令和8年6月30日

◎世田谷区告示第495号

区管理水路を次のように廃止するので、

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和8年6月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月30日
世田谷区長 保 坂 展 人

1 番号
44－Z003

2 区間
世田谷区成城二丁目14番1地先無番から14番1地先無番まで

3 廃止の期日
令和8年6月30日

◎世田谷区告示第496号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和8年6月30日
世田谷区長 保 坂 展 人

1 指定変更番号 第2966号

2 指定変更年月日 令和8年6月29日

3 指定変更の位置 世田谷区喜多見七丁目3222番7の一部

4 道路の幅員 4.00メートル

5 道路の延長 9.98メートル

6 申請者氏名 株式会社東栄住宅
代表取締役 佐藤千尋

◎世田谷区告示第497号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。

令和8年6月30日
世田谷区長 保 坂 展 人

別紙省略

◎世田谷区告示第498号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和8年6月30日
世田谷区長 保 坂 展 人

1 事業所の名称 デイサービスやわらぎ

2 事業所の所在地 東京都清瀬市中清戸一丁目448番地

3 事業者の名称 合同会社和

4 指定年月日 令和8年5月13日

5 サービスの種類 地域密着型通所介護

公 告

◎世田谷区公告第43号

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発

世田谷区公報

令和8年7月21日（第784号）

行為に関する工事は、完了した。 令和8年6月3日 世田谷区長 保坂展人		717番8 716番7地先無番		大蔵三丁目 118番10 118番36		神宮前五丁目53番67号 東京都住宅供給公社 理事長 浜佳葉子	
1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称		2 許可を受けた者の住所及び氏名		◎世田谷区公告第44号 開発行為に関する工事の完了公告 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。 令和8年6月9日 世田谷区長 保坂展人			
東京都世田谷区 千歳台二丁目 716番1 716番7 716番8 716番9 716番10 716番11 717番4 717番5		東京都港区 芝浦四丁目5番4号 トーセイ株式会社 代表取締役 山口誠一郎		1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称		2 許可を受けた者の住所及び氏名	
				東京都世田谷区		東京都渋谷区	

1 行政情報の開示請求の状況及び行政情報の開示又は非開示等の決定の状況									
実施機関	請求件数	処 理 状 況						取下げ	拒否
		全部開示	一部開示	非開示	非開示	不存在	存否応答拒否等		
区 長	428	162	183	29	4	18	7	54	0
教 育 委 員 会	34	6	15	6	2	4	0	7	0
選挙管理委員会	4	0	2	1	0	1	0	1	0
監 査 委 員	1	1	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会	1	0	1	0	0	0	0	0	0
計	468	169	201	36	6	23	7	62	0

2 開示決定等の期間延長の状況			教育委員会 0件 選挙管理委員会 0件 監査委員 0件 農業委員会 0件 議 会 0件 計 5件		個人情報保護制度の実施状況の公表について 世田谷区個人情報保護条例（令和5年3月世田谷区条例第3号）第12条の規定により、令和7年度の個人情報保護制度の実施状況を次のとおり公表する。 令和8年6月15日 世田谷区長 保坂展人	
(1) 30日までの延長 区 長 20件 教 育 委 員 会 2件 選挙管理委員会 2件 監 査 委 員 0件 農 業 委 員 会 0件 議 会 0件 計 24件			3 その他 不服申立て件数 3件			
(2) 30日を超える延長 区 長 5件			◎世田谷区公告第46号			

1 保有個人情報の開示請求の状況及び保有個人情報の開示又は不開示等の決定の状況									
実施機関	請求件数	処 理 状 況						取下げ	拒否
		全部開示	部分開示	不開示	不開示	不存在	存否応答拒否等		
区 長	215	44	154	14	5	9	0	2	1
教 育 委 員 会	10	0	9	1	0	1	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	225	44	163	15	5	10	0	2	1

世田谷区公報

2 開示決定等の期間延長の状況						6 利用停止決定等の期間延長の状況						◎世田谷区公告第49号 国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定に基づき地籍調査を次のとおり実施するので、同法第7条の規定により公告する。 令和8年6月24日 世田谷区長 保坂展人 1 事業計画が定められた年月日 令和8年4月7日 2 調査を実施する者の名称 世田谷区 3 調査地域 世田谷区喜多見七丁目の一部 世田谷区若林二丁目の一部 世田谷区松原四丁目の一部 世田谷区大蔵二丁目の一部 4 調査面積 0.16平方キロメートル 5 調査内容 地籍調査 6 調査期間 令和8年6月24日から令和9年3月31日まで																																													
(1) 30日までの延長						(1) 30日までの延長																																																			
区 長 28件						区 長 0件																																																			
教育委員会 3件						教育委員会 0件																																																			
選挙管理委員会 0件						選挙管理委員会 0件																																																			
監査委員 0件						監査委員 0件																																																			
農業委員会 0件						農業委員会 0件																																																			
計 31件						計 0件																																																			
(2) 30日を超える延長						(2) 30日を超える延長																																																			
区 長 1件						区 長 0件																																																			
教育委員会 2件						教育委員会 0件																																																			
選挙管理委員会 0件						選挙管理委員会 0件																																																			
監査委員 0件						監査委員 0件																																																			
農業委員会 0件						農業委員会 0件																																																			
計 3件						計 0件																																																			
3 保有個人情報の訂正請求の状況及び保有個人情報の訂正又は不訂正等の決定の状況						7 その他																																																			
						不服申立て件数 2件																																																			
<table><tr><td rowspan="2">実 施 機 関</td><td rowspan="2">請 求 件 数</td><td colspan="4">処 理 状 況</td></tr><tr><td>訂 正</td><td>不 訂 正</td><td>取 下 げ</td><td>拒 否</td></tr><tr><td>区 長</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>教 育 委 員 会</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>選挙管理委員会</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>監 査 委 員</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>農 業 委 員 会</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>計</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>						実 施 機 関	請 求 件 数	処 理 状 況				訂 正	不 訂 正	取 下 げ	拒 否	区 長	1	0	1	0	0	教 育 委 員 会	0	0	0	0	0	選挙管理委員会	0	0	0	0	0	監 査 委 員	0	0	0	0	0	農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	計	1	0	1	0	0	◎世田谷区公告第47号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。 令和8年6月15日 世田谷区長 保坂展人 1 都市計画の種類 東京都市計画用途地域 2 縦覧場所 世田谷区都市整備政策部都市計画課					
								実 施 機 関	請 求 件 数	処 理 状 況																																															
訂 正	不 訂 正	取 下 げ	拒 否																																																						
区 長	1	0	1	0	0																																																				
教 育 委 員 会	0	0	0	0	0																																																				
選挙管理委員会	0	0	0	0	0																																																				
監 査 委 員	0	0	0	0	0																																																				
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0																																																				
計	1	0	1	0	0																																																				
4 訂正決定等の期間延長の状況						◎世田谷区公告第48号 マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第34条第1項の規定に基づき、定款の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公告する。 令和8年6月19日 世田谷区長 保坂展人 1 組合の名称 北烏山みむねマンション建替組合 2 建替前マンションの名称及びその敷地の区域 北烏山みむね 東京都世田谷区北烏山二丁目1352番9、北烏山三丁目1188番4及び1188番8 3 再生後マンションの敷地の区域 東京都世田谷区北烏山三丁目1188番1の一部、1188番4、1188番8の一部及び1188番45 4 事業施行期間 マンション再生組合設立認可公告の日から令和12年9月まで 5 事務所の所在地 東京都世田谷区北烏山二丁目3番11烏山北住宅11号棟108号 6 設立認可の年月日 令和8年5月7日 7 変更内容 組合の名称を「北烏山みむねマンション再生組合」に変更する。 8 定款の変更の認可の年月日 令和8年6月19日																																																			
(1) 30日までの延長																																																									
区 長 1件																																																									
教育委員会 0件																																																									
選挙管理委員会 0件																																																									
監査委員 0件																																																									
農業委員会 0件																																																									
計 1件																																																									
(2) 30日を超える延長																																																									
区 長 0件																																																									
教育委員会 0件																																																									
選挙管理委員会 0件																																																									
監査委員 0件																																																									
農業委員会 0件																																																									
計 0件																																																									
5 保有個人情報の利用停止請求の状況及び保有個人情報の利用停止又は不利用停止等の決定の状況						◎世田谷区公告第51号 開発行為に関する工事の完了公告 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。 令和8年6月25日 世田谷区長 保坂展人 以下省略																																																			
<table><tr><td rowspan="2">実 施 機 関</td><td rowspan="2">請 求 件 数</td><td colspan="4">処 理 状 況</td></tr><tr><td>利用 停止</td><td>不利用 停止</td><td>取 下 げ</td><td>拒 否</td></tr><tr><td>区 長</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>教 育 委 員 会</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>選挙管理委員会</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>監 査 委 員</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>農 業 委 員 会</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>計</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>						実 施 機 関	請 求 件 数	処 理 状 況				利用 停止	不利用 停止	取 下 げ	拒 否	区 長	0	0	0	0	0	教 育 委 員 会	0	0	0	0	0	選挙管理委員会	0	0	0	0	0	監 査 委 員	0	0	0	0	0	農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	計	0	0	0	0	0	◎世田谷区公告第52号 マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第25条第1項の規定により北烏山みむねマンション再生組合から理事長の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。					
								実 施 機 関	請 求 件 数	処 理 状 況																																															
利用 停止	不利用 停止	取 下 げ	拒 否																																																						
区 長	0	0	0	0	0																																																				
教 育 委 員 会	0	0	0	0	0																																																				
選挙管理委員会	0	0	0	0	0																																																				
監 査 委 員	0	0	0	0	0																																																				
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0																																																				
計	0	0	0	0	0																																																				

令和 8 年 6 月 29 日 世田谷区長 保 坂 展 人 以下省略 告 示（選） ◎世田谷区選挙管理委員会告示第23号 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第 4 号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。 令和 8 年 6 月 1 日 世田谷区選挙管理委員会 別紙省略 ◎世田谷区選挙管理委員会告示第24号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項、第75条第 1 項、第76条第 1 項、第80条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第 4 条第 1 項及び第11項並びに第 5 条第 1 項及び第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条第 1 項の規定における令和 8 年 6 月 1 日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の 1 の数、 6 分の 1 の数及び40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は次のとおりである。 令和 8 年 6 月 1 日 世田谷区選挙管理委員会 <table><tr><td>50分の 1 の数</td><td>15,568</td></tr><tr><td>6 分の 1 の数</td><td>129,726</td></tr><tr><td>40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数</td><td>196,393</td></tr></table> ◎世田谷区選挙管理委員会告示第25号 選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の 4 第 7 項（第30条の12において準用する場合を含む。）の規定に基づき、別紙のとおり公表する。 令和 8 年 6 月 1 日 世田谷区選挙管理委員会 別紙省略 告 示（農） ◎世田谷区農業委員会告示第 6 号 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第 1 項の規定に基づき、第34回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。 令和 8 年 6 月12日 世田谷区農業委員会会長 穴 戸 幸 男 <table><tr><td>1</td><td>開催日時</td><td>令和 8 年 6 月29日（月） 午後 3 時</td></tr><tr><td>2</td><td>開催場所</td><td>区役所東棟 9 階 第 5 委員会室</td></tr><tr><td>3</td><td>審議事項</td><td></td></tr></table><table><tr><td>(1)</td><td>第 1 号議案</td><td>農地法に基づく許可申請について</td></tr><tr><td>(2)</td><td>第 2 号議案</td><td>農地法に基づく転用届出について</td></tr></table>	50分の 1 の数	15,568	6 分の 1 の数	129,726	40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数	196,393	1	開催日時	令和 8 年 6 月29日（月） 午後 3 時	2	開催場所	区役所東棟 9 階 第 5 委員会室	3	審議事項		(1)	第 1 号議案	農地法に基づく許可申請について	(2)	第 2 号議案	農地法に基づく転用届出について	(3) 第 3 号議案 その他の事項について
50分の 1 の数	15,568																					
6 分の 1 の数	129,726																					
40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数	196,393																					
1	開催日時	令和 8 年 6 月29日（月） 午後 3 時																				
2	開催場所	区役所東棟 9 階 第 5 委員会室																				
3	審議事項																					
(1)	第 1 号議案	農地法に基づく許可申請について																				
(2)	第 2 号議案	農地法に基づく転用届出について																				